平成２９年（フ）第２４３６号
札幌市白石区南郷通６丁目南５番８―503号
債務者　藤島留美子
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２４４１号
札幌市厚別区もみじ台西２丁目２番16―503号
債務者　榎本　市子
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２４４７号
札幌市北区屯田６条11丁目１番８―604号
債務者　佐藤　佳子
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２４５３号
札幌市西区山の手６条７丁目３番13号
債務者　服部　泰徳
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７号
札幌市中央区南８条西12丁目１番29号　サンウエスト303号
債務者　泉田　豊子
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８５号
福島県河沼郡会津坂下町大字白狐字北原甲400番地２、前住所福島県河沼郡会津坂下町大字白狐字北原甲358番地の２
債務者　芳賀まつみ
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２９年（フ）第２５３号
群馬県高崎市倉賀野町2080番地
債務者　清塚　　博
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第５８号
新潟県燕市本町１丁目３番25号
債務者　加藤トシ子
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２９年（フ）第６２号
新潟県三条市飯田2271　飯田特定公共賃貸住宅１号棟102号室、住民票上の住所新潟県三条市庭月１番地
債務者　齋藤　大祐
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２９年（フ）第８２号
岐阜県土岐市肥田町浅野724番地の１
債務者　丹羽　純子
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第３９６号
静岡県三島市光ケ丘（２丁目）21番地　県営光ケ丘団地10―506
債務者　森上　彰亘
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第３１９号
愛知県稲沢市小池３丁目20番１号　ルーラルⅢ―202
債務者　内藤　俊佑
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第３５１号
愛知県岡崎市岩津町字車塚70番地　市営天神荘３―108
債務者　福岡　秀男
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第４５０号
大阪府柏原市上市３丁目15番12―305号　柏原ハイツ、申立時の住所愛知県岡崎市上地４丁目１番地37
債務者　成田　英明
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第４８８号
愛知県豊田市東山町２丁目1555番地１　市営H―301号、前住所愛知県豊田市市木町２丁目13番地４　メゾン　ヌフ　ファミーエ104号
債務者　伊豫田秀和
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第５４４１号
大阪府門真市大字桑才294番地、前住所大阪市福島区海老江２丁目１番24―210号
債務者　大西　敏弘
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部